

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年5月26日(木) 14:00～14:55
- 2 場所 滋賀県庁北新館5-A会議室(Web会議形式)
- 3 議題 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、野呂委員、畠委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員
- 5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

- ・配慮書に対する住民意見はなし。
- ・守山市からの意見はなし。

(事業者)

資料2、資料2別紙および資料3について説明。

(会長)

それでは委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

景観に関する資料2別紙の内容について確認であるが、平面図の緑色の破線と断面図はどのような関係があるのか。

(事業者)

緑色の破線については、三上山の北側と計画建物の南端、三上山の南側と計画建物の北端をそれぞれ結んだ線を示している。計画建物の西側で、それぞれの線に挟まれた地域から三上山を見た場合、計画建物が三上山と一部重なって見えることになる。

断面図については、計画建物や三上山の高さがどのような関係にあるかを示しており、緑色の破線とは関係していない。

(委員)

承知した。

(委員)

前回の審査会において、景観計画上のゾーンの分類や仰角の関係からえんまどう公園からの景観への評価を限定的と評価されていたことについて、内容を見直して頂ける方針に

については望ましいことだと考える。

ただ、影響があるということであれば、影響の大きさを評価し、事業者の見解を今後のアセス図書に明記していただいた方がよい。景観の分野だけに難しい面もあるがよろしくお願いしたい。

次に、資料2別紙において平面図と断面図を基に、影響が考えられる範囲を示していただいたが、前回の審査会での議論を踏まえると、この件は、景観の話でもあるが、伝承文化の話でもある。景観上、(山の稜線が)隠れる隠れないという話もあるが、三上山は神体山として人々に親しまれてきた風景であるということ踏まえて評価しなければならない。そうであれば、事業実施想定区域西側の地域からどのように親しまれてきたかを方法書の中で根拠をもって記述いただいた方がよい。また三上山の標高300mよりも上の部分が見えていけば良いという判断の妥当性についても検討いただいた方がよい。

この話の発端は、えんまどう公園からの見え方がシンボリックな話として挙がってきたためであるが、そもそもえんまどう公園に限った話ではないので、歴史的にどのように親しまれてきたかという背景の中で、どの程度山容が見えていることが望ましいのかということが決まってくるので、検討が必要だと考える。

また、三上山への眺望に影響があるのは、資料2別紙の水色の範囲となると私も思う。このため、今後この範囲から重点的に調査地点を選定し評価されると思うが、お願いがある。えんまどう公園は、三上山を借景として活用しようとする意図が明らかで、重要であることは言うまでもないが、三上山が市内の色々なところから楽しまれている歴史的経緯のある風景であることを考えると、公園などの特別な場所だけでなく、街路や川の流軸の延長上に見えることや、田んぼの背景に見えるなど、生活圏におけるなんでもない風景における見え方が重要であり、地域の資産だと考えられていると思う。このため、景観計画上のゾーン設定を踏まえることはもちろんであるが、それに捉われることなく、この地域での風景の見え方を面的に見て、その上で代表する調査地点を選定し、評価していただきたい。

(事業者)

指摘はごもっともである。地域における三上山の位置づけがどのようにあるのかを方法書以降に記載したい。調査地点の設定に当たっては水色の範囲から重点的に選定することになるが、現状において家が結構建っていることも踏まえながら、全体を評価していきたい。地点については方法書、評価については準備書で示すことになり、その際ご意見いただきたい。

(委員)

今回の話は、景観の話でもあるが、伝承文化の話でもあるので、前回の審査会での意見も踏まえ、文化的な面も考慮いただきたい。

(会長)

資料3の2番について、事前の事務局からの説明では、関係課意見の内容には大気汚染防止法にかかる熱源だけではなく、研究施設で使用する実験器具等についても、環境への影響を気にかけている、と伺っている。意見に対する見解はこの趣旨でよいのか、事務局に伺う。

(事務局)

事業者との事前のやりとりの中で、滋賀県公害防止条例の特定施設に該当するような施設を設置する可能性があると同っている。

ただし、熱源が電気であるため、窒素酸化物や硫黄酸化物等が大量に排出され、大気環境における負荷についての議論が必要となる施設ではないものと考えられており、排気が出る場合についても万全の対策をされるという理解をしている。

こちらの内容については、意見の趣旨を踏まえた形で修正することを検討させていただく。

(会長)

事業者が適切な見解を述べるためには、関係課意見の内容を修正することが必要ではないか。

(事務局)

関係課意見の修正は困難な面もあるが、補足等を含めて対応を検討させていただきます。

(委員)

今回の事業計画は、高層建築物の設置である。周辺に生息する鳥類が高層ビルに衝突する可能性はあるのか。鳥類が高層ビルに追突する事例を聞いており、希少種かどうかにかかわらず、そういったリスクに対する対策や配慮を内容に盛り込んでいただきたい。

(事業者)

周辺に貴重な鳥類が生息しているかを把握するのは難しいが、ビルに対するバードストライクの多くは、ビルの大きなガラス面や鏡面で、空や地面が映り込む場合に発生すると言われている。大阪の都心部におけるビルの建築でも同様の指摘があることを承知している。

光害の話もあるため、今回の事業計画については、建築物の外壁について設計・工夫していく予定であり、バードストライクの観点を含めて対策を示していきたい。

(会長)

他にご意見がないようなので、審査会意見の取りまとめに移る。

(事務局)

資料4について説明。

(会長)

個別的事項の景観の部分について、項目は「景観」が良いが、「景観資源の一つである」
との記載に伝承文化に係わる内容を追記することで良いのではないかと思うがいかがか。

(委員)

「景観資源の一つであり、歴史的・文化的にも親しまれてきた三上山」といった修文でいか
がが。

(事務局)

ご意見を参考に修文いたします。

(会長)

その他ご意見がないようなので、進行を事務局にお返りする。

(事務局)

ご審議いただきありがとうございました。審査会意見につきましては、本日ご欠席の委員
のみなさまにもご意見を伺った上で、市川会長と調整をさせていただき取りまとめさせて
いただきます。

以上